

「改正社会福祉士・介護福祉士法」のポイント

＝2007年改正＝

（やまだ塾：2011年12月31日掲載）

・第168回臨時国会において、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が成立し、2007年12月5日に公布された。

項目	資格	改正前	改正後
(1)目的		・社会福祉士および介護福祉士の資質の確保・向上を図る	
(2)定義規定 の見直し	①社会福祉士	専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導 <u>その他の援助を行うこと</u> (「相談援助」)を業とする者	(第2条第1項) 「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、 <u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者</u> (第47条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整 <u>その他の援助を行うこと</u> (第7条及び第47条の2において「相談援助」という。)を業とする者をいう。
	②介護福祉士	専門的知識・技術をもって、 <u>入浴、排せつ、食事その他の介護等を行うこと</u> を業とする者	(第2条第2項) 「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、 <u>身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと</u> (以下「介護等」という。)を業とする者をいう。
(3)義務規定 の見直し	①社会福祉士	(なし)	(第44条の2)－誠実義務 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

			<p>する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。</p>
		<p>医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない</p>	<p>(第47条第1項)－連携 社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、<u>その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス(次項において「福祉サービス等」という。)</u>が総合的かつ適切に提供されるよう、<u>地域に即した創意と工夫を</u>行いつつ、<u>福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。</u></p>
		(なし)	<p>(第47条の2)－資質向上の責務 社会福祉士又は介護福祉士は、<u>社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に</u>適応するため、<u>相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。</u></p>
	②介護福祉士	(なし)	<p>(第44条の2)－誠実義務 社会福祉士及び介護福祉士は、<u>その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に</u>応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。</p>
		<p>医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない</p>	<p>(第47条第2項)－連携 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、<u>その担当する者に、認知症であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。</u></p>
		(なし)	<p>(第47条の2)－資質向上の責務 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉</p>

			及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。
(4)資格取得方法の見直し	①社会福祉士	福祉系大学等で指定科目を履修した上で、国家試験を受験。	(福祉系大学等ルート) 福祉系大学等で指定科目を履修(実習等に基準を設定)した上で、国家試験を受験。 【新カリキュラムに合わせて、2009年4月1日施行】
		養成施設1年以上(1,050時間)を履修した上で、国家試験を受験。	(養成施設ルート) 養成施設1年以上(1,200時間程度)を履修した上で、国家試験を受験。 【2009年4月施行】
		児童福祉司等の行政職経験5年以上を経た上で、国家試験を受験。	(行政職ルート) 児童福祉司等の行政職経験4年以上に加え、6月以上の養成課程を経た上で、国家試験を受験。 【新カリキュラムに合わせて、2009年4月1日施行。経過措置あり】
	②介護福祉士	養成施設2年以上(1,650時間)の養成課程を卒業すると、資格が取得できる(国家試験不要)。	(養成施設ルート) 養成施設2年以上(1,800時間程度)を経た上で、国家試験を受験。卒業すると、当分の間は准介護福祉士の名称を使用できる。 【2012年4月1日施行→2013年1月の国家試験から】
		福祉系高校の養成課程(1,190時間)を経た上で、国家試験を受験。	(福祉系高校ルート) 福祉系高校の養成課程(1,800時間程度)を経た上で、国家試験を受験。 【2009年度入学者から。経過措置あり】
		実務経験3年以上を経た上で、国家試験を受験。	(実務経験ルート) 実務経験3年以上かつ養成施設6月以上(600時間程度)を経た上で、国家試験を受験。 【2012年4月1日施行→2013年1月の国家試験から】
(5)任用・活	①社会福祉	(なし)	①社会福祉士国家試験の受験資格として、

用の促進	士		<p><u>社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し、6月以上の養成課程を経た者に、新たに受験資格を付与することとなる。【新カリキュラムに合わせて、2009年4月施行】</u></p> <p><u>②社会福祉士の任用・活用の促進を図るため、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事の任用資格として、社会福祉士を位置づけることとなった。</u></p> <p>【平2007年12月5日施行】</p> <p><u>なお、児童福祉司は既に任用資格になっている。</u></p>
------	---	--	---